

2018年3月30日

『夫婦連生団体信用生命保険』の取扱いを開始いたします！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、ご夫婦一緒に住宅ローンを借りる場合に加入することができる『夫婦連生団体信用生命保険』の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

『夫婦連生団体信用生命保険』は、ご夫婦のどちらかに万一のことがあった場合はもちろん、ガンと診断された場合（※）にも、住宅ローン残高が0円となる団体信用生命保険です。

（※）ガン保障特約付団体信用生命保険ご加入の場合

記

1. 取扱開始日

2018年4月2日（月）

2. 商品概要

ご選択いただくプランによって保障内容が異なりますのでご注意ください。

	上乗せ金利	お借り入れ時の年齢 (二人とも)	保障種類	
			死亡・高度障害	ガン
団体信用生命保険	年0.25%	満20歳以上65歳未満 完済時75歳未満	○	×
ガン保障特約付 団体信用生命保険		満20歳以上満45歳以下 完済時75歳未満	○	○

3. その他

- ・店頭にて説明書をご用意しております。
- ・商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。
○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729
【平日（当金庫休業日を除く）9:00～17:00】
○FAX 0120-201-580
※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。

夫婦連生団体信用生命保険

(2018年4月2日現在)

対象となる商品	① 中信 金利選択型住宅ローン ② 中信 超長期固定金利型住宅ローン“ホッとすまいる” ③ 京都中信 京町家レジデンスローン【有担保型】	
保障種類	団体信用生命保険	ガン保障特約付団体信用生命保険
保険正式名称	団体信用生命保険	団体信用生命保険特定疾病保障特約Ⅱ型付 団体信用生命保険
保障内容	被保険者が死亡、または所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、債務の返済に充当されます。	【団体信用生命保険】 被保険者が死亡、または保障の開始日以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態に該当した場合に、住宅ローン残高相当額の保険金が支払われ、債務の返済に充当されます。 【ガン保障特約】 保障の開始日以降、生まれてはじめてガン(悪性新生物)に罹患し、医師により診断確定された場合、診断確定時点の債務残高相当額が診断給付金として支払われ、債務の返済に充当されます。 「上皮内ガン(上皮内新生物)」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚のその他の悪性新生物(皮膚ガン)」は保障の対象外です。 「上皮内ガン(上皮内新生物)」には、大腸の粘膜内ガン、膀胱や尿路、乳管等の非浸潤ガンを含みます。 保障の対象となるガン(悪性新生物)の定義について、詳しくは被保険者のしおりをご覧ください。
免除された金額への課税	団体信用生命保険からの保険金・診断給付金により、住宅ローンの免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。くわしくは、税務署へお問い合わせください。	
保障開始日	ローン実行日	【死亡・高度障害保障】 ：ローン実行日 【ガン保障】 ：ローン実行日から91日目 ※保障の開始日前に罹患したガンは、診断確定が保障の開始日以降であっても保障の対象外となります。
てん補期間 ※1回の保険金支払事由につき保険金をお支払する限度期間	該当ありません。	
保障が終了する場合	・満75歳の誕生日に達したとき。 ・保障の対象となる住宅ローンの契約者でなくなったとき。	
引受保険会社	住友生命保険相互会社(幹事会社) ※他の生命保険会社との共同取扱契約	カーディフ生命保険株式会社
保障期間	住宅ローンご返済期間 (ただし、ガン保障特約付団体信用生命保険につきましては、保障の開始日にご注意ください)	
ご利用いただける方	・当金庫の対象住宅ローン(中信ローン保証(株)保証付き)をご夫婦で連帯債務として、ご契約の方。 【団体信用生命保険をお申込みの方】 お借り入れ時の年齢がお二人ともに、満20歳以上65歳未満、完済時75歳未満の方。 ※「超長期固定金利型」をご利用の場合は、満20歳以上55歳未満、完済時75歳未満の方。 【ガン保障特約付団体信用生命保険をお申込みの方】 お借り入れ時の年齢がお二人ともに、満20歳以上満45歳以下、完済時75歳未満の方。 ※対象となる住宅ローンがご契約にいたらなかった場合には、保険の対象となりません。 ※ガン保障特約付団体信用生命保険につきましては、ガンに罹患したことのある方はご加入いただけません。 ※お客さまによる告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。 ※対象となる住宅ローンのお申し込み金額は、最高1億円までとなります。ガン保障特約付団体信用生命保険をお申し込みの方で、5,000万円を超えるときは、保険会社所定の診断書の提出が必要になります。 ※他の金融機関から対象となるローンをお借り換えされる場合はご利用いただけますが、当金庫ですすで対象となるローンをお借り入れいただいている場合はご利用いただくことはできません。	
上乗せ金利	年 0.25%	年 0.25%
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または On Your Side 事業部(電話・FAX:0120-355-774)へお申し出ください。 また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ(https://www.chushin.co.jp/)上のお問い合わせより、インターネット(24時間受付)でも受付をしております。	

京都中央信用金庫

紛争解決措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、On Your Side 事業部(電話・FAX:0120-355-774)または全国しんきん相談所(電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫 On Your Side 事業部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ(https://www.chushin.co.jp/)をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p>		
	問い合わせ先	受付日時	電話番号
	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金(祝日を除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	075-231-2378
	公益社団法人 民間総合 調停センター〈大阪〉	月～金(祝日を除く) 9:00～12:00、13:00～17:00	06-6364-7644
	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～15:00	03-3581-0031
	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	03-3595-8588
	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00	03-3581-2249

※重要事項のご説明について

詳しい保障内容や保険金・診断給付金によるご返済が受けられない場合(免責事項)などお客さまの不利益となる事項の説明については、【団体信用生命保険】の場合は、「団体信用生命保険のご説明」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」、【ガン保障特約付団体信用生命保険】の場合は、「被保険者のしおり」に掲載の「契約概要」「注意喚起情報」で必ずご確認ください。

また、ご不明な点はいつでも「団体信用生命保険のご説明」または「被保険者のしおり」に掲載の問い合わせ先へご連絡ください。